

## 16 動物愛護管理

動物愛護管理に関する業務は、動物愛護思想の普及や適切な飼育管理の啓発を行い、また、狂犬病の予防や、動物による危害の防止を目的としています。

「動物愛護管理」、「狂犬病予防」、「動物保護収容」業務に大別することができます。

### 1 動物愛護管理

動物の愛護及び管理に関する法律並びに横浜市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、動物愛護思想の普及や適切な飼育管理の啓発・指導等を図りました。

#### (1) 動物愛護普及啓発事業

動物愛護及び適切な飼育について市民の理解と関心を深めるため、飼い主をはじめ、学校、町内会等において広く市民を対象に、犬・猫のしつけ方教室の開催や啓発リーフレットの配布など普及啓発事業を実施しました。

#### 動物愛護普及啓発事業

年 度	幼稚園・保育園		学校関係		町内会等		飼い主		その他	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成 25 年度	—	—	11	880	71	6,018	65	2,257	43	2,117
平成 26 年度	2	154	15	1,181	38	5,019	37	1,227	57	1,990
平成 27 年度	1	46	12	1,300	95	10,292	55	3,317	78	7,326

#### (2) 特定動物の飼養又は保管許可

法律で定める「特定動物」を飼養又は保管する場合には、市長の許可が必要です。本市では市内3動物園で合計43種類173頭の特定動物が飼養されているほか、サル2件5頭、ワニ5件7匹、クマ1件2頭、ヘビ7件9匹、カメ7件8匹、大型ネコ4件7頭、ワシ1件1羽、トカゲ2件2匹が飼育されており、飼育施設の調査・確認を行い、危害発生防止の指導等を行いました。

#### (3) 動物取扱業の登録

法律で業種単位での登録が義務づけられている動物取扱業者について、飼養施設の確認検査、指導等を実施しました。

#### 動物取扱業の登録数（平成28年3月31日現在）

事業所数	業種別登録数						
	合計	販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養
1,237	1,578	400	908	41	185	41	3

#### (4) 犬による咬傷事故

咬傷事故の届出は89件ありました。咬傷犬の内訳は飼い犬98頭、野犬等17頭で、被害者は成年82人、未成年31人でした。

市民には、今後とも犬の習性等の知識普及に努めるとともに、犬の適切な飼育管理について飼い主への指導強化を推進し、犬による危害防止に努めてまいります。

犬による咬傷事故件数

	届出 咬傷事故 事件数	咬傷犬数			咬傷時の犬の管理状態				
		合計	飼い犬	野犬等	合計	係留中 犬舎等に	運動中 係留して	放し飼い	その他
平成 25 年度	94	137	101	36	137	10	79	25	23
平成 26 年度	83	105	90	15	105	9	49	13	34
平成 27 年度	89	115	98	17	115	10	66	13	26

	被害者数					犬検診数			
	合計	成年		未成年		合計	センター 福祉保健	センター 動物愛護 (*)	開業獣医師
		飼い主 家族	その他	飼い主 家族	その他				
平成 25 年度	135	3	97	1	34	92	3	—	89
平成 26 年度	105	2	80	—	23	81	4	1	76
平成 27 年度	113	—	82	—	31	92	6	1	85

(5) 犬の苦情等

市民からの苦情、相談等は、横ばい傾向にありますが、依然として「ふん尿による被害」の割合が大きくなっています。そこで、各区において、飼い主への啓発キャンペーンの実施やモラル向上を訴えるプレート、チラシ等の配付等を行いました。

近年増加している多頭飼育が原因となる苦情は21件でした(再掲)。

また、野犬等や負傷犬の保護・収容頭数は、237頭で、飼えなくなった犬の引取りは87頭でした。

犬の苦情等

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
苦情等内容件数 (合計)		3,920	2,719	2,792
内 訳	野犬等保護	262	171	157
	放し飼い	147	117	124
	ふん尿	1,626	1,343	1,435
	鳴き声	321	245	281
	身体・器物の被害	222	85	110
	不適切な取扱い・虐待	76	49	48
	登録・注射に関すること	959	483	372
	その他	307	226	265
失踪犬・保護犬の問合せ		1,707	1,306	1,032
飼育相談		541	504	429
飼い犬引取り頭数 (合計)		85	74	87
内 訳	成犬	85	65	87
	子犬	-	9	-
措 置 件 数	指示票	231	169	202
	通知書	-	-	1
	勧告	-	-	-
	措置命令	-	-	-
	その他	3,553	2,580	2,839

(6) 猫等の苦情

猫に関する苦情の大部分は、飼い主としての自覚や責務の欠如により、不適切な飼育管理が行われることによるものです。各区では、猫に関する苦情・相談について、個々に対応するとともに、他人に迷惑を及ぼさないよう「猫の正しい飼い方」の周知徹底を図りました。

猫等の苦情

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
苦情等受付件数 (合計)		3,698	3,026	3,202
内 訳	飼 い 猫	531	381	279
	飼 い 主 不 明 猫	3,102	2,583	2,861
	飼 育 動 物	60	62	62
	飼 い 主 不 明 動 物	5	-	-
苦情等内容件数 (合計)		4,211	3,464	3,730
内 訳	ふ ん 尿	1,380	1,179	1,075
	臭 気 ・ 羽 毛	154	113	78
	鳴 き 声	84	78	86
	身 体 ・ 器 物 の 被 害	146	107	92
	不 適 切 な 取 扱 い ・ 虐 待	88	81	84
	収 容 に 関 す る 相 談	1,108	914	989
	そ の 他	1,251	992	1,326
飼育相談		426	395	362
措 置 件 数	指 示 票	26	26	28
	通 知 書	-	-	-
	勸 告	-	-	-
	措 置 命 令	-	-	-
	そ の 他	3,889	3,131	3,526

(7) 猫の不妊去勢手術推進事業

猫 7,613 頭を対象に、猫 1 頭当たり 5,000 円を助成することにより不妊去勢手術を推進しました。その結果、飼い主のいない猫 3,532 頭（オス 1,560 頭、メス 1,972 頭）、飼い猫にする猫 1,101 頭（オス 480 頭、メス 621 頭）、飼い猫 2,980 頭（オス 1,507 頭、メス 1,473 頭）の不妊去勢手術が行われました。

(8) マイクロチップ装着推進事業

市民の飼養する犬及び猫を対象として、1 頭あたり 1,500 円を助成することにより、マイクロチップの装着を推進しました。その結果、犬 147 頭、猫 244 頭にマイクロチップが装着されました。

2 狂犬病予防

日本国内では昭和 32 年以来狂犬病が発生していませんが、海外では先進国を含む多くの国で狂犬病が流行しており、いつでも狂犬病が国内に侵入する可能性があることは否定できず、引き続き狂犬病に注意を払う必要があります。

狂犬病予防法に基づき、犬の飼い主は登録と年 1 回の狂犬病予防注射を行うことが義務付けられてい

ます。本市では、飼い主に対して「狂犬病予防注射のお知らせ」を送付し、飼い主の意識向上を図るとともに、市民の利便性を考慮し、定期集合注射会場を221か所設けました。

#### 狂犬病予防事業実績

	登録頭数 (年度末)	登録申請数				鑑札再交付数	定期集合狂犬病 予防注射実施数	注射済票交付数		
		合計	鑑札交付数	減免措置数	無償交付数			合計	済票交付数	減免措置数
平成25年度	182,782	11,884	10,629	112	1,143	1,015	35,824	130,961	130,707	254
平成26年度	182,971	11,857	10,570	91	1,196	1,018	33,904	131,593	131,363	230
平成27年度	180,033	13,429	12,104	122	1,203	1,001	24,027	136,667	136,435	232

### 3 動物の保護収容

動物の愛護及び管理に関する法律並びに横浜市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、飼えなくなった犬・猫、飼い主がわからない犬・猫の引取りを行い、また、傷病の犬・猫等の治療を行いました。

収容した動物については、ウェブサイトに情報を掲載し、飼い主への返還率の向上を図るとともに、動物の性格、適性を判断した上で、不妊去勢手術及びマイクロチップの装着を実施し、可能な限り希望者への譲渡を推進します。

#### 動物保護収容実績

(単位：頭)

		平成25年度			平成26年度			平成27年度		
		犬	猫	その他	犬	猫	その他	犬	猫	その他
収容総数		407	1,424	14	336	1,319	10	324	1,372	16
内訳 収容数	飼い主不明	294※	863※	-	245	782	-	219	797	-
	捕獲	20	-	-	12	-	-	11	-	-
	飼えなくなった	85	120	-	74	100	-	87	87	-
	負傷	8	441	14	5	437	10	7	488	16
返還		204	10	1	176	8	0	172	17	1
譲渡		101	388	6	125	366	6	110	519	9
安楽死処分		110	565	-	42	577	2	40	514	3
自然死		5	245	-	3	158	1	2	109	-
死体搬入		-	247	5	2	238	3	3	209	3

※収容後、動物愛護センターで出産した頭数を含む（犬2頭、猫15頭）。